

「大船渡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案仕様書

1 業務の名称

大船渡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務目的

本市では、令和3年7月9日付で地域再生計画「第2期大船渡市まち・ひと・しごと創生推進計画」の認定を受けており、地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受け入れが可能になっている。

本業務は、第2期大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）に係る地方創生事業について、貴重な自主財源を獲得しながら、積極的に推進していくため、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取り組みを効果的に実施することを目的とする。

3 業務内容

本業務の受託者は、次のいずれか、または複数の手法の組み合わせにより、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指す。ただし、(1)の業務は必須とする。

- (1) 企業版ふるさと納税による寄附を行う可能性のある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対する本市の企業版ふるさと納税活用プロジェクト（以下、「寄附募集事業」という。）の紹介及び紹介方法の提案。
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び本市への紹介。
- (3) 総合戦略に基づいた地域課題解決に資する、企業版ふるさと納税活用可能事業の企画提案や助言。
- (4) 前各号のほか、本市の寄附獲得に資する支援。

※なお、寄附募集事業名、寄附募集事業概要及び寄附募集額は令和5年2月16日（木）午後1時（予定）に市ホームページ上に公開する。

4 業務上の注意事項

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、本市と受託者が協議して決定すること。
- (2) 本仕様書に疑義を生じた場合は、あるいは定めのない事項については、本市と受託者が協議して決定すること。
- (3) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、市の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (4) 本業務を通じた寄附は、別途示す「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附申出書」の寄附企業から本市への提出を原則とする。また、本業務を通じた寄附の証明として、「受託者名」による紹介が寄附の契機になったか」という主旨の設問を設けることとする。
- (5) 受託者は、特定の寄附活用事業のみの働きかけを業務内容として差し支えない。

(6) 本市が持つ企業版ふるさと納税に関するパンフレット等の提供を可とするが、データでの提供のみとし、印刷等は受託者により行うこと。

5 委託業務期間

契約日から令和6年3月31日まで

6 業務報告

受託者は、業務の進捗に応じて本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、企画提案内容を踏まえた上で受託者との協議により定めるものとする。